

令和4年度

別府市会計年度任用職員【給食調理員（代替9日）】募集要項

- 1 職 種 会計年度任用職員【給食調理員（代替）】
- 2 採用予定数 若干名
- 3 勤 務 条 件
 - (1) 職務内容 小学校での給食調理業務（1校あたり、300食から700食程度の調理補助）
 - ・食材の検収、下処理
 - ・調理場内、器具等の線所及び衛生管理など
 - (2) 勤務場所 別府市内各小学校 ※勤務する小学校は日によって異なる場合があります。
 - (3) 任用期間 採用日～令和5年3月31日
 - ※年間をとおして（8月は除く）勤務していただきます。
 - ※勤務成績により、再度任用する場合があります。
 - なお、任用後1ヵ月間は条件付採用期間となります。
 - (4) 勤 務 日 原則として月曜日から金曜日
 - (5) 勤務形態 原則として午前8時20分から午後4時50分までの間の7時間45分…月9日
 - ・途中45分の休憩が付与されます。
 - ・始業及び終業時刻は配置先に応じて定まります。

※勤務形態や配置先を選択することはできません。配置された勤務場所の形態に従っていただきます。
 - (6) 報 酬 日額 7,066円～7,504円
 - ※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
 - ※8月は夏季休業により勤務がないため、報酬はありません。
 - (7) 時間外勤務 時間外勤務命令による勤務
 - ※時間外勤務を行った場合には単価に応じた割増報酬を支給します。
 - (8) 費用弁償 通勤に係る費用の支給はありません。
 - (9) 期末手当 期末手当の支給はありません。
 - (10) 社会保険等 労災保険のみ加入
 - (11) 休 暇 等 年次有給休暇、忌引、官公署出頭等を本市の規定により付与します。
 - (12) そ の 他 学校給食調理業務を指導するにあたり、衛生管理のため遵守していただく事項があります。
別紙「学校給食調理従事者の衛生管理について」を参照してください。
- 4 受験資格
 - (1) 平成16年4月1日までに生まれた人
 - (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) 日本国籍の有無について
 - ・日本国籍を有しない人も受験できます。
 - ただし、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

5 試験について

- (1) 申込方法 履歴書（市販のもので可）、資格証の写しを別府市教育部教育政策課学校給食係までお持ちいただくか簡易書留または特定記録で郵送してください。簡易書留または特定記録以外の方法で郵送した場合の事故等につきましては、責任を負いません。
- (2) 受付期間 随時受付（定員に達し次第終了します。）
※受付時間：土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで
- (3) 試験日程等 ア) 試験日程 受付後に別途連絡します。
イ) 試験内容 書類選考、面接試験
ウ) 合格発表 可否について受験者全員に文書で通知します。

6 新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 試験当日までの体調管理について
日頃から新型コロナウイルス等への感染予防と健康管理に努めてください。
- (2) 試験当日について
 - ① 体調の確認
試験当日は、会場に向かう前に必ず検温を行ってください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の方は他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えるようお願いいたします。
 - ・新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し、治癒していない方
 - ・保健所から「濃厚接触者」として指定を受け、健康観察の時事を受けている方
 - ・試験当日、体調がすぐれない方（発熱やだるさ、咳などの風邪症状のある方）なお、これを理由とした欠席者向けの試験の実施は予定しておりません。
※当日、会場でも検温を実施予定です。その際に37.5度以上の発熱があった場合は受験を控えていただくこともありますのでご了承ください。
 - ② マスクの着用
試験当日は、感染予防のため必ずマスクの持参及び着用をお願いします。
なお、本人確認のため、マスクを一時的にはずしていただく場合がありますので、試験官の指示に従ってください。
 - ③ 試験会場の換気
試験時間中も適宜窓やドアを開けて換気を行いますので、コート等、各自で防寒対策等をお願いします。
- (3) 試験後の発症等について
試験終了後に新型コロナウイルス感染症の発症又は疑いが判明した場合は、速やかに別府市教育部教育政策課学校給食係までご連絡ください。

7 採用後の注意点

- (1) 任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となりますので、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。
- (2) 兼業については、可能ですが、職務専念義務等の観点から以下の点にご注意ください。
 - ・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ・職員の職との間に特別な利害関係がある又は生ずるおそれがないこと。
 - ・職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないこと。
 - ・他の事業所と合わせて1日につき計8時間を超えて労働しないこと。
 - ・他の事業所と合わせて1週間につき計40時間を超えて労働しないこと。
- (3) 配置先については合格発表後に連絡しますので職務に就けるようご準備ください。

8 お問い合わせ

別府市教育部 教育政策課 学校給食係（市役所5階）

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

電話：0977-21-1572 E-mail:gen-be@city.beppu.lg.jp

(別 紙)

学校給食調理従事者の衛生管理について

別府市の児童生徒に安全安心な学校給食を提供するために従事していただく、調理員の皆様には、衛生管理の観点から以下の点を心がけていただきますようお願いいたします。

1 食中毒に関すること

調理従事者が食中毒の感染源となることがないように、食べないことが望ましいもの (牡蠣、生肉 (鶏のたたき、馬刺しなど)、生卵) を日ごろから意識するようお願いいたします。

また、食品によっては、高確率で病原体が含まれた食品があります。

以下の食品は加熱したものを食べるようお願いいたします。

二枚貝 (ノロウイルス)、鶏肉 (カンピロバクター)、牛肉 (腸管出血性大腸菌)
--

2 健康管理に関すること

調理従事者から病原菌が広がることをないように、体調管理には十分気をつけるようお願いいたします。

下痢、腹痛、嘔吐、発熱等の症状を有するときは調理作業に従事することはできません。

同居家族に同様の症状がある場合も、その旨を申し出るとともに注意が必要です。

手や指に傷がある場合は、申し出が必要です。その場合は食品に直接触れることがないように使い捨て手袋を着用して作業を行います。

3 衛生管理に関すること

調理従事者は、衛生管理の観点から身体や衣服を清潔に保つようにしてください。

黄色ブドウ球菌などの病原菌定着を防ぐため、手荒れを予防することや爪は短く清潔に保つなどのほか、調理時に使用する白衣や作業着は家族の衣類とは別に洗濯するなど、細心の管理をお願いいたします。

4 異物混入防止に関すること

調理場に入るときは、指輪やネックレス、ピアス等のアクセサリーをつけられません。

また、マニキュアやまつ毛エクステも異物混入防止のため禁止しています。

5 検便について

病原性微生物感染症の有無を確認するため、学校給食衛生管理基準により、毎月2回の検便が義務付けられています。

※陽性の場合、陰性結果が出るまでの間、調理業務に従事することができません。